

「繰り上げ措置」による検査証の有効期間調整について

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

日頃から、当協会の業務につきましてはご理解、ご協力ありがとうございます。

有効期間満了日が離れているボイラー等を同一時期に性能検査を行うためには、繰り上げ検査を行うことにより調整することができます。

ただし、有効期間が2ヶ月以内に接近している場合には繰り上げ検査1回では調整できません。

この度、厚生労働省通達(平成20年3月27日付け基安安発第0327002号「特定機械等の検査証の有効期間に係る取扱いについて」)により有効期間満了日の繰り上げ措置ができることとなり、有効期間が近接した場合も1回の性能検査を受検することで有効期間の調整ができることとなりました。

検査日の調整のため検査証の有効期間を繰り上げることは、安全上問題はありません。

なお、繰り上げ措置について、下記の点に留意して下さい。

記

- 1 繰り上げ措置は、当該機械等を設置している事業場からの申し出により行います。申し出は別紙「特定機械等の有効期間繰り上げ措置申請書」をご使用下さい。
- 2 ボイラー及び第一種圧力容器のみならず、クレーン、移動式クレーン、エレベーター及びゴンドラにも適用できます。
- 3 新設のもののみならず、既設のものにも適用できます。

詳細、運用及び不明な点については、当協会事務所にお問い合わせ下さい。

労働安全衛生法に基づき検査証の交付を受けたボイラー等の検査証には有効期間が記載されており、この有効期間が切れますとその機械等は使用することができなくなります。

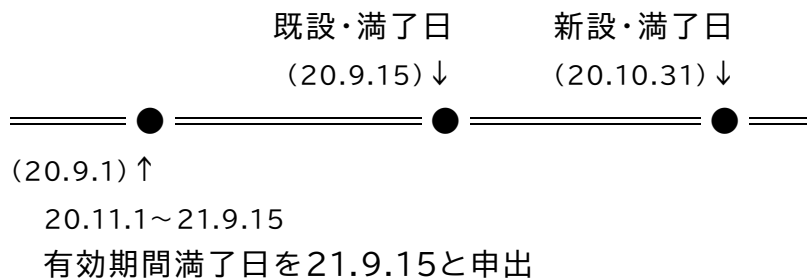
このため、有効期間が満了する前に、有効期間を更新するため性能検査を受ける必要があります。

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会は、厚生労働大臣の登録を受け皆様の事業場等にお伺いし性能検査を実施しています。

「繰り上げ措置」を運用することによる検査証の有効期間調整の例を次に示します。

既設の有効期間満了日20/9/15、新設の有効期間満了日20/10/31の場合
新設の有効期間満了日を21/9/15にするためには

「繰り上げ措置」を運用するために、
20/9/1以後に受検し、有効期間を21/9/15と申出
20/11/1～21/9/15



20/8/31以前(繰上げ検査)の場合には、有効期間が1年を超えるため、21/9/15と申出ても21/9/15にはできません。